

令和3年9月22日

福 津 市 議 会

議 長 江 上 隆 行 様

市民福祉委員会

委員 長 高 山 賢 二

### 市民福祉委員会審査報告書

令和3年第4回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和3年8月31日

審査年月日 令和3年9月10日

#### 2. 出席者

委員 高山委員長、中村晶代副委員長、森上委員、石田委員、下山委員、椀村委員

執行部 横山市民部長、辻健康福祉部長、神山健康福祉部理事、吉崎財政調整課長、青谷人権政策課長、仲野税務課長、朝長いきいき健康課長、山本財政調整課行革推進係長、石津いきいき健康課健康づくり係長

#### ◎議案第37号 福津市税条例を改正することについて

##### (1) 審査内容

主な質疑及び答弁

なし

##### (2) 主な意見

なし

##### (3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ◎議案第38号 福津市健康福祉総合センター条例等を改正することについて

##### (1) 審査内容

## 主な質疑及び答弁

(質疑) 福間会館の使用料は、今年3月に審議され、7月に改正したばかりである。公共施設使用料設定に係る基本方針はいつ頃から検討を始め、いつ決定したのか。

(答弁) 平成19年の第1次行財政改革大綱策定時に、使用料、手数料の適正な水準の見直しという位置づけをし、手数料に関しては平成23年に改正を行った。

使用料は平成24年の第2次行財政改革大綱で改めて受益者負担等の適正化を位置づけ改定作業に取り組んできた。消費税率改定後の令和2年5月に改正を行い、最終的には令和3年7月に改正案を策定した。

福間会館は、利用時間が5時間単位であったことと冷暖房の金額が設定されていなかったため、7月に使用料の改正を行った。

(質疑) 福間会館の使用料は前回から約半年での改定となるが、利用者へ丁寧な説明はされたのか。また、中期財政見通しの中で財源不足を生じた場合、さらにこの使用料を改正することはあるのか。

(答弁) 議会へ上程する前に利用者へ具体的な使用料の説明は行っていない。

財源不足が生じたからという理由でさらに使用料を改正するというだけでなく、個別施設計画の中で複合化や統合など、さまざまな検討を加え進める。

(質疑) 健康福祉総合センターを利用している地域包括支援センターや社会福祉協議会などへ今回の改定での影響はあるのか。

(答弁) 入居している団体については行政財産使用料の適用となり、今回の改正が影響することはない。

## (2) 主な意見

反対：今回の議案は「基準の統一化」という言葉だけで上程されたという印象が強く、特に福間会館については7月に新料金体制になっており、納得できる要素が残念ながら少ない。

激変緩和措置が取られているが、市民団体にとっては負担につながる。市民団体の活動を推進するのであれば、近隣市を参考に今後の減免を考えていただきたいという提案も加えて、この議案には反対する。

賛成：なし

## (3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。